市販の医薬品（外用薬）の使用について（案内）

これまで幼児児童生徒が学校や寄宿舎で医薬品を使用する場合、医師から処方された医薬品としておりました。この度、外用薬（点眼薬を除く）に限り、市販の医薬品を使用できるよう取り決めました。安全に使用するために、以下の内容を御確認ください。

記

１　目的

１．幼児児童生徒が学校や寄宿舎で軽症のけがやかゆみなどがあった場合、学校に配置してある救急医薬品で応急処置を行い、幼児児童生徒の苦痛の軽減をはかる。

２．幼児児童生徒の健康や生活の保持や改善のために必要な市販の医薬品について、学校や寄宿舎において安全に使用することができる。

２　方法

１．保健室や寄宿舎の救急箱に応急処置用に救急医薬品を配置する

配置する救急医薬品は、使用にあたり専門的な知識や手技を必要とするものでなく、一般的な第３類医薬品を配置する。学校や寄宿舎での傷や虫刺され、打ち身などの処置に使用する。

【救急医薬品として学校や寄宿舎に配置する市販の医薬品（外用薬）】

※購入状況により多少の変更あり

用途	医薬品名	分類
擦り傷、切り傷	マキロンＳ	第３類
虫刺され	ムヒ・ベビー	第３類
湿疹　かゆみ	新レスタミンコーワ軟膏	第３類
傷保護	白色ワセリン	第３類
打ち身、捻挫	パテックスうすぴたシップ	第３類

２．上記以外に、市販の医薬品（点眼薬を除く外用薬）使用の希望がある場合の手続き

（１）原則として第３類医薬品とする。

（２）『市販の医薬品使用の介助依頼または届』を提出する。１医薬品につき１枚作成する。職員に医薬品使用の介助・報告や確認を依頼する場合（幼小中高）は「介助依頼」として、自己管理できる場合（理療科）は「届」として、用紙を提出する。

（３）用紙の原本は保健室に保管し、学校と寄宿舎でコピーを使用し確認を行う。介助依頼の使用確認は職員２人で行い、裏面の『医薬品使用確認表』にサインする（届の場合は不要）。

（４）本校には様々な眼疾患の幼児児童生徒が在籍するため、点眼薬は除く。処方薬以外の点眼薬を医師の指示で使用する場合は、医師の指示書を添付し、処方薬の『医薬品の使用介助依頼書』を提出する。

３　確認事項等

１．家庭で使用したことがあり、アレルギーや副作用等、健康上の問題が発生しないことがわかっている医薬品であること。
２．幼児児童生徒が医薬品の用法用量を理解し、具体的に介助者に指示ができること。
３．衛生的に保管され、有効期限内の医薬品であること。
４．継続した観察や特別な配慮は不要であること。
５．介助を依頼する場合、必要な手袋や綿棒等は家庭で準備する。
６．受傷後に必要な応急処置を行っても改善が見られない場合は、受診又は帰宅をすすめることがある。
７．学校や寄宿舎に配置している市販の医薬品について使用に不安がある場合は、学級担任・寄宿舎担当まで申し出る。

４　資料

【第１類～第３類医薬品の違い】

分類	リスクの程度	特徴	販売方法
第１類医薬品	高い	副作用や相互作用のリスクが比較的高い	薬剤師の対面説明が必要
第２類医薬品	中程度	使用上の注意が必要な医薬品	登録販売者または薬剤師が販売（説明は努力義務）
第３類医薬品	低い	比較的安全性が高い	登録販売者または薬剤師が販売（説明義務なし）

５　実施期間

令和８年９月４日より実施